

税号外
令和7年(2025年)12月15日

事業主 各位

飯山市長 江沢岸生
(公印省略)

令和8年度償却資産（固定資産税）の申告のご案内

平素から市税につきましては、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、償却資産を所有し、事業活動にお使いの方は、毎年、賦課日（1月1日）においてその所有するものを申告することが地方税法第383条の規定により義務付けられています。

つきましては、別添のとおり申告用紙を送付しますので、下記により申告をお願いします。

記

1 申告書の提出期限

令和8年2月2日（月）

2 申告書の提出先及び問い合わせ先

〒389-2292 長野県飯山市大字飯山1110-1
飯山市役所 総務部 税務課 資産税係
電話0269-67-0723（内線164）

3 申告の対象になる償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（無形減価償却資産は除きます。）で、その減価償却額又は減価償却費が所得税法又は法人税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課せられない方が所有する資産も含みます。）をいいます。（地方税法第341条第4号）

条件は、具体的には次のとおりです。

- (1) 令和8年1月1日（賦課日）現在、飯山市内に所有している資産
- (2) 会社の帳簿に記載されていない「簿外資産」であっても、1月1日（賦課日）現在、事業の用に供している資産

- (3) 赤字等のため減価償却を行っていない資産や耐用年数を経過した帳簿上残存価格のみ計上されている資産
- (4) 遊休・未稼働の資産であっても、いつでも稼働できる状態にある資産
- (5) 建設仮勘定で経理中の資産であっても、その全部又は一部が1月1日（賦課日）までに完成しているもの
- (6) 家屋の附属設備のうち、特定の事業の用に供するもの（例：ホテルや宿泊施設の厨房、受変電設備（キュービクル等）など）
- (7) 修繕・更新等により取り付けられた資産
- (8) 貸付用の店舗、事業所等に借主が付加・設置したもの（借主の償却資産として扱われます。）

(9) リースの場合は、その形態及び所有権により次のとおり納税義務者が変わります。

	割賦販売 (所有権留保付)	ファイナンスリース		オペレーティングリース・レンタル
	通常	所有権移転外リース	所有権移転リース	
固定資産税の納税義務者	買主 (原則買主)	リース会社	原則借主	リース会社 レンタル会社
対象物件の利用目的	機械設備・不動産等	使用者が希望する全ての物件（企業の設備投資の一手段）		比較的汎用性のある物件

(10) 少額の減価償却資産の取扱い

償却方法	取得価額	10万円未満			
		10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上	
1	一時損金算入 ・取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの ・法人税法施行令第133条第1項・所得税法施行令第138条第1項	申告対象外			
2	3年一括償却 ・取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの「リース ・法人税法施行令第133条の2第1項・所得税法施行令第139条第1項		申告対象外		
3	リース資産 ・ファイナンスリース資産取引に係る資産 ・法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するもの		申告対象外	申告対象	
4	中小企業特例 ・租税特別措置法の規定を適用し、即時償却をしているもの ・租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8他		申告対象		
5	個別減価償却（法人のみ） ・個別に減価償却しているもの		申告対象		

*1、2、4の償却方法について、令和4年1月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業して行われるもの）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外です。

4 償却資産の種類

次表を参考に、資産の種類別に申告書及び明細書を作成してください。

資産の種類	
第1種 (構築物)	駐車場等の路面の舗装工事、井戸工事、屋根塗装工事、看板、門、フェンス、塀、外灯、カーポート、温室、等 ・家屋として評価しない建物付属設備 ・特定の生産又は業務用の設備
第2種 (機械及び装置)	ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「0」、「00~09」、「000~099」、「00A~09Z」、「0A0~0Z9」、「0AA~0ZZ」)、工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、農業作業用機械、その他各種産業用機械及び装置、受変電設備(キュービクル)、コンプレッサ、蓄電池、自家用発電機、太陽光パネル、等 製造用機械のための動力配線、特定の生産又は業務用の機械・装置
第3種 (船舶)	漁船、ボート、貨物船等
第4種 (航空機)	飛行機、ヘリコプター等
第5種 (車両及び運搬具)	フォークリフト等の大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「9」、「90~99」、「900~999」、「90A~99Z」、「9A0~9Z9」、「9AA~9ZZ」) ナンバープレートが無い自動車でも、次の要件に一つでも該当する場合は、大型特殊自動車になり、それ以外は、小型特殊自動車となります。 1 農耕作業用自動車で最高速度35km/h以上のもの 2 農耕作業用自動車以外のもの (1) 最高速度15km/hを超えるもの (2) 自動車の長さが4.7mを超えるもの (3) 自動車の幅が1.7mを超えるもの (4) 自動車の高さが2.8mを超えるもの 【注意】小型特殊自動車は、『軽自動車税』の課税客体となりますので、償却資産として申告しないでください。
第6種 (工具、器具及び備品)	机、椅子、棚、ロッカー、OA機器、テレビ、冷暖房機器、除雪機ルームエアコン、陳列ケース、レジスター、パーテーション(容易に移動ができるもの)、農業用乾燥機、家屋として評価しない建物付属設備ホテル・旅館・病院等の厨房設備、特定の生産又は業務用の設備

共同住宅や賃駐車場などの事業用の固定資産のうち、次のものが償却資産に該当します。

資産の種類	資産例
第1種 構築物	外構工事（駐車場舗装、塀、側溝、緑化施設（植栽）、フェンス、自転車置き場、カーポート、外灯）、車止め、ライン引き、看板等の広告設備、ごみ置き場等
第2種 機械・装置	受変電設備（キュービクル）、電力引き込み設備、屋外給排水設備、屋外融消雪設備、屋外ガス設備、太陽光発電設備（屋根材一体型ソーラーパネルを除く。）等
第6種 工具、器具及び 備品	ルームエアコン（壁掛型）、給湯器（特定の部屋等に係るもの）、宅配ボックス、郵便受等

申告に際して

賃貸用の建物、設備などを複数所有されている場合は、資産の名称の前に施設名を明記してください。

5 申告の対象にならないもの

以下に記載されたものは、償却資産の対象となりません。

- (1) 自動車税、軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車。（地方税法第341条第1項第4号）
- (2) 新築時、家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高めるもの（→家屋として評価）
例：一体型エアコン、家屋全体に給湯を行う給湯器、電気設備、給排水設備、防災設備 等
- (3) 家屋の増築に伴う付加した設備は、家屋として評価し、課税する場合もありますので、設置後、資産税係に報告をお願いいたします。
- (4) 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、所得税法又は法人税法による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されたもの。
(少額の減価償却資産：所得税法施行令第138条、法人税法施行令第133条)
- (5) 取得価額が20万円未満の資産で、法人税法又は所得税法による所得の計算上、一括して3年間で損金又は必要な経費に算入されたもの。
(一括償却資産：所得税法施行令139条、法人税法施行令133条の2)

6 申告方法

申告書の記載方法につきましては、申告書の記載例を参考に作成してください。

なお、増加や減少のある場合は、増加資産、減少資産の内訳が明確にわかるように申告してください。

- (1) 前年度に申告された方

令和7年1月2日から令和8年1月1日の間に資産の異動があった場合は、「増加資産」又は「減少資産」の各明細書に記載し、提出してください。

また、令和6年以前に取得した資産名等に誤りがある場合は、種類別明細書（一覧表）に朱色で訂正箇所を二重線で消し、訂正してください。

なお、資産の内容が前年と変更がない場合は、償却資産申告書（償却資産課税台帳）の18備考欄にその旨を記入し提出してください。

(2) 初めて申告される方

今回初めて申告される方は、全資産を種類別明細書（増加資産・全資産用）に記載し、償却資産申告書（償却資産課税台帳）（様式第26号）と合わせて提出してください。

償却資産がない場合は、償却資産申告書（償却資産課税台帳）の18備考欄にその理由を記載し、必ず提出してください。（記載例：償却資産なし等）

(3) 提出書類

各用紙の提出用(1枚目)のみ提出し、2枚目は控として保管してください。

○償却資産申告書（償却資産課税台帳）

○種類別明細書（増加資産・全資産用）

○種類別明細書（減少資産用）

○課税標準の特例等を受ける場合は、届出書等の関係書類一式

※郵送で提出する場合で申告書の控えに「受付印」が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。同封されていない場合や切手が貼付されていない場合は返送しませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 電子申告（エルタックス eLTAX）での申告

オフィスや自宅からインターネットで償却資産申告書の提出ができます。

電子申告で提出される場合は、エルタックス（地方税ポータルシステム）のホームページから所定の手続きに従って利用届出の登録を行い、申告データを送信してください。

電子申告に関する手続きは、エルタックスのホームページか下記へお問い合わせください。

エルタックス ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

お問い合わせ窓口 TEL 0570-081459（つながらない場合は、03-5521-0019）

受付時間 9:00～17:00（土日祝日、年末年始12/29～1/3は除く）

7 申告後の調査

地方税法第408条の規定では、市にも実地調査が義務付けられています。そのため、税務署への申告内容の照会、又は皆さまへの帳簿確認調査を実施する場合があります。

なお、申告誤り等があった場合には、取得年の翌年まで遡って更正（現年度を含め最長5年）しますので、ご承知おきください。

8 その他

- (1) 納税義務者は、毎年1月1日現在の償却資産の所有者です。
- (2) 固定資産税の税率は、1.4%です。 (税額=課税標準額×1.4/100)
- (3) 課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。
ただし、申告書は資産の有無や多少に関わらず必ず提出してください。
- (4) 虚偽の申告や不申告は、地方税法及び市税条例の規定により、罰則や過料が科せられます。 (地方税法385条、386条等)
- (5) 納税は、年4回（4月、7月、11月、翌年2月）の納期に分けて納めていただきます。納税通知書と納付書は4月上旬に送付します。

9 減免・課税標準の特例の概要

償却資産の減免・課税標準の特例について、以下に**令和7年12月15日現在の概要**を記載しています。申請される時点で制度が変更・廃止等になっている可能性もありますので、詳しくは飯山市ホームページをご覧いただか、各申請窓口にご相談ください。

なお、申請書につきましては、飯山市ホームページからダウンロードいただか、申請窓口までお願いします。

(1) 過疎法に係る課税免除について

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」及び「飯山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年飯山市条例第19号）」に基づく課税免除を申請する場合は、関係申請書類を提出してください。

対象地域：市内全域

対象業種：製造業、旅館業（下宿業を除く。）、情報サービス業、農林水産物等販売業（地産のものを販売、加工する施設に限る。）

取得適用期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日までに取得したもの

減免の内容：3年度分の固定資産税の減免

提出期限：令和8年1月31日

要件：個人又は法人の資本金規模と対象要件となる家屋・償却資産の
取得価額の合計額が次の表区分の額以上のもの

申請窓口：税務課資産税係または商工観光課商工係

対象業種	法人の場合の資本金規模		
	個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
製造業 旅館業	取得価額 の合計① 500万円以上	取得価額の合計 1,000万円以上 ②	取得価額の合計 2,000万円以上 ②
農林水産物等販売業 情報サービス業等		取得価額の合計 500万円以上②	

① 土地を除いた固定資産の取得価額の合計となります。

② 新設（築）又は増設（築）したものが対象となります。

対象資産

- 家屋 建物のうち直接事業の用に供する部分（事務室や倉庫は除く。）
- 償却資産 直接事業の用に供する機械及び装置（第2種）、付属設備（構築物）
既存設備の取替又は更新、改修の場合、生産能力・処理能力が従前と比べ、30%以上向上していること。
工具、器具及び備品（第6種）は、対象となりません。
- 土地 取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。
免除対象となる家屋等がある範囲が対象となります。

※ 価格と価額の違い

価格・・・商品の値段（主観的。相対）

価額・・・商品の価値（客観的）

と規定されていますが、法律上の扱いとして取得価格＝取得価額としています。

(2) 市条例に基づく課税免除について

次の表のとおり、市条例に基づく課税免除の制度を設けています。

根拠規定	対象業種	対象地域	免除の期間	課税免除の内容 (数字は税率)	窓口
①	右の指定地域地域内にある工場等③	指定地域 ④	3年間	2年間 減免 3年目 0.28%	認定・申請 商工観光課商工係
②	小売業、飲食店営業、 旅館・ホテル営業	駅周辺区域⑤	5（10） 年間	減免	認定・申請 商工観光課商工係

根拠規定

- ① 飯山市企業立地振興条例（平成23年飯山市条例第10号）
- ② 駅周辺立地促進条例（平成28年飯山市条例第21号）

対象業種

- ③ 次のとおり。

ア 製造業、運輸業、卸売業、野菜の溶液（水耕）栽培、菌草類栽培、花き栽培、農産物選果等、情報通信業及び学術・開発研究機関の目的に使用する施設

- イ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号。以下「農産法」という。）第5条に規定する実施計画において定められた導入すべき産業の目的に使用する施設
- ウ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第6条に規定する同意基本計画（以下「同意基本計画」という。）において定められた地域経済牽引事業の目的に使用する施設のうち、同法第24条に規定する課税の特例の適用を受ける施設

対象地域

- ④ 指定地域は、次のとおり
- ア 準工業地域、工業地域、工業専用地域（都市計画法に規定するもの）
- イ 産業導入地区（農産法に規定するもの）
- ウ 同意基本計画において定められた飯山市における促進区域
- エ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に規定する工場適地
- オ 市長が特に認める区域
- ⑤ 南町、大字飯山及び大字静間に所在する土地であって、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域内のうち、市長が告示で定める区域並びに当該区域に隣接する土地

(3) 課税標準の特例

次の表のとおり、法令に基づく課税標準の特例制度があります。

わがまち特例等に係る減免申請

根拠規定	対象となる固定資産	特例の内容	軽減割合	窓口
①	わがまち特例等に係る償却資産（③）	③	③	申請：税務課
②	先端設備（④）	下表のとおり	下表のとおり	認定：商工観光課商工係 申請：税務課

◎中小企業等経営強化法に基づく特例措置 申請区分別一覧表

設備の取得期間	賃上げ表明	適用期間	特例割合
R 5. 4. 1～R 7. 3. 31	なし	3年	固定資産税が1/2に軽減
R 6. 4. 1～R 7. 3. 31	あり	4年	固定資産税が1/3に軽減
R 7. 4. 1～R 9. 3. 31	必須(1.5%以上)	3年	固定資産税が1/2に軽減
R 7. 4. 1～R 9. 3. 31	必須(3.0%以上)	5年	固定資産税が1/4に軽減

* 債却資産の取得前に「先端設備等導入計画の認定」を受ける必要があります。

根拠規定

- ① 地方税法第349条の3、地方税法附則第15条、飯山市税条例
- ② 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）、地方税法附則第15条

対象となる固定資産

- ③ 10ページの一覧表に記載のとおり。（上表に記載した「先端設備」を除く。）
- ④ 従来の処理に比して大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムであって、それを迅速に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定めるもので、中小企業等経営強化法第53条第2項に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法第2条第14項に規定する先端設備等に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備。

【参考規定】

地方税法（昭和25年法律第65号）

（固定資産税に関する用語の意義）

第341条 固定資産税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

①から③まで 略

④ 債却資産 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいう。ただし、自動車税の種別割の課税客体である自動車並びに軽自動車税の種別割の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。

⑤から⑯まで 略

（固定資産税の納税義務者等）

第343条 固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は百年より永い存続期間の定めるある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

2 略

3 第一項の所有者とは、債却資産については、債却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

4 市町村は、固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5から10まで 略

（固定資産の申告）

第383条 固定資産税の納税義務がある債却資産の所有者（中略）は、総務省令の定めるところによつて、毎年1月1日現在における当該債却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他債却資産課税台帳の登録及び当該債却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該債却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

固定資産税の課税標準の特例

1 わがまち特例

市条例	項	引用先(地方税法)	項目	号	根拠法	課税標準の特例となる内容	市の規定	参酌	期限	価格に対する率	課税標準額(価格から算出)	
①	1	第349条の3	27		児童福祉法	家庭的保育事業	2分の1	○		1 /	2 の割合を乗じて得た額	
①	2	第349条の3	28		児童福祉法	居宅訪問型保育事業	2分の1	○		1 /	2 の割合を乗じて得た額	
①	3	第349条の3	29		児童福祉法	事業所内保育事業	2分の1	○		1 /	2 の割合を乗じて得た額	
②	1	附則第15条	2	1	水質汚濁防止法	汚水又は廃液処理施設	2分の1	○	～R8.3.31	1 /	2 の割合を乗じて得た額	
②	2	附則第15条	2	5	下水道法	下水道施設	4分の3	○	～R8.3.31	1 /	2 の割合を乗じて得た額	
②	3	附則第15条	25	1	イ	再エネ特措法	太陽光・1,000kW未満。ペロバス等を含む。	3分の2	○	～R8.3.31	4 /	5 の割合を乗じて得た額
②	4	附則第15条	25	1	口	再エネ特措法	風力・20kW以上	3分の2	○	～R8.3.31	2 /	3 の割合を乗じて得た額
②	5	附則第15条	25	1	ハ	再エネ特措法	地熱・1,000kW未満	3分の2	○	～R8.3.31	2 /	3 の割合を乗じて得た額
②	6	附則第15条	25	1	ニ	再エネ特措法	バイオマス・1,000kW以上	3分の2	○	～R8.3.31	2 /	3 の割合を乗じて得た額
②	7	附則第15条	25	2	再エネ特措法	特定バイオマス(木材又は農産物残渣)	7分の6	○	～R8.3.31	6 /	7 の割合を乗じて得た額	
②	8	附則第15条	25	3	イ	再エネ特措法	太陽光・1,000kW以上	4分の3	○	～R8.3.31	3 /	4 の割合を乗じて得た額
②	9	附則第15条	25	3	口	再エネ特措法	風力・20kW未満	4分の3	○	～R8.3.31	3 /	4 の割合を乗じて得た額
②	10	附則第15条	25	3	ハ	再エネ特措法	水力・5,000kW以上	4分の3	○	～R8.3.31	3 /	4 の割合を乗じて得た額
②	11	附則第15条	25	4	イ	再エネ特措法	水力・5,000kW未満	2分の1	○	～R8.3.31	1 /	2 の割合を乗じて得た額
②	12	附則第15条	25	4	口	再エネ特措法	地熱・1,000kW以上	2分の1	○	～R8.3.31	1 /	2 の割合を乗じて得た額
②	13	附則第15条	25	4	ハ	再エネ特措法	バイオマス・1,000kW未満	2分の1	○	～R8.3.31	1 /	2 の割合を乗じて得た額
②	14	附則第15条	32		都市緑地法	市民緑地の用に供する土地	3分の2	○	～R7.3.31	1 /	3 の割合を乗じて得た額	
②	15	附則第15条の8	2		高齢者居住安定確保法	サービス付き高齢者向け住宅	3分の2	○	～R7.3.31	5 /	2 / 3 割合に相当する額を減額した額	
②	16	附則第15条	37		水防法	浸水被害軽減地区内にある土地	3分の2	○	～R8.3.31	1 /	3 / 2 割合に相当する額を減額した額	
②	17	附則第15条の3	1		マンション管理適正化法	大規模の修繕等	3分の1	○	～R7.3.31	1 /	1 / 3 割合に相当する額を減額した額	
②	18	附則第15条	38		都市再生特措法	一体型滞在快適性等向上施設等	2分の1	○	～R8.3.31	1 /	5 / 1 / 2 の割合を乗じて得た額	

① 市条例第61条の2 ② 市条例附則第9条の2

2 国が制度として導入しているもの

市条例	項	引用先(地方税法)	項目	号	根拠法	課税標準の特例となる内容	市の規定	参酌	期限	価格に対する率	課税標準額(価格から算出)
第349条の3	3	農協、中小企業等協同組合	組員の共同利用に供する(国の補助金等)				1	1		3 /	1 / 2 の額とする。
第349条の3	11	文化財保護法	重要文化財の景観を形成				1	1		1 /	2 の割合とする。
法附則第15条	1	流通業務総合化等促進法律	総合効率化事業者(倉庫業法第7条)			～R8.3.31	1	1	1 /	2 の割合とする。	
法附則第15条	1	流通業務総合化等促進法律	総合効率化事業者(倉庫に付属する機械設備)			～R8.3.31	1	1	5 / 4又は1/2	の割合を乗じて得た額	
法附則第15条	2	廃漏法	ごみ処理施設(一般廃棄物)			～R8.3.31	1	1	1 /	2 / 3 の割合を乗じて得た額	
法附則第15条	2	廃漏法	最終処分場(一般廃棄物)			～R8.3.31	1	1	1 /	2 / 3 の割合を乗じて得た額	
法附則第15条	2	廃漏法	産業廃棄物処理施設			～R8.3.31	1	1	1 /	3 の割合を乗じて得た額	
法附則第15条	2	廃漏法	自動車用燃料ステーション			～R7.3.31	1	1	1 /	5 / 6 の額とする。	
法附則第15条	18	バイオ燃料利用促進法	木竹燃料製造			～R8.3.31	1	1	1 /	4 / 2 / 3 の額とする。	
法附則第15条	18	バイオ燃料利用促進法	エタノール等製造			～R8.3.31	1	1	1 /	3 / 2 / 3 の額とする。	
法附則第15条	18	バイオ燃料利用促進法	水素等ガス製造			～R8.3.31	1	1	1 /	5 / 2 / 3 の額とする。	
法附則第15条	24	高齢者等移動円滑化法	停車場建物等			～R7.3.31	1	1	1 /	5 / 2 / 3 の額とする。	
法附則第15条	34	所有者不明土地利用円滑化特措法	組員の共同利用に供する			～R7.3.31	1	1	1 /	2 / 3 の額とする。	
法附則第15条	35	農協、中小企業等協同組合	組合が認定農業者の利用に供する			～R7.3.31	1	1	1 /	2 / 3 の額とする。	
法附則第15条	36	農業経営基盤強化法	自転車活用による事業			～R7.3.31	1	1	1 /	3 / 3 / 4 の額とする。	
法附則第15条	40	自転車活用利用法	計画認定された先端設備			～R7.3.31	1	1	1 /	2 / 2 の額とする。	
法附則第15条	44	租税特措法	+雇用者給与等支給表明			～R7.3.31	1	1	4 / 1 /	3 / 3 の額とする。	